

岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金交付要綱

平成19年	9月11日	制定
平成20年	8月25日	改正
平成21年	5月28日	改正
平成27年	2月6日	改正
平成29年	3月30日	改正
令和3年	4月1日	改正
令和3年	7月1日	改正
令和8年	2月12日	改正

(総則)

第1条 県は、病院及び診療所（以下「病院等」という。）に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、病院等の開設者（以下「補助事業者」という。）が病院内保育所において夜間保育を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、別表1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。
2 規則第6条第2号の知事が定める軽微な変更は、補助目的及び事業効果に影響を与えない事業計画の細部の変更とする。
3 補助事業者が規則第6条第2号及び第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
一 補助事業内容変更承認申請書 別記第2号様式
二 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式
4 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告しなければならない。
5 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。
6 補助事業者が、第4号の規定により知事に報告する場合の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。
2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。
第8条の2 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。
2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条 関係)

補助事業者	
日本赤十字社岐阜県支部 岐阜県厚生農業協同組合連合会 公立学校共済組合 会社法第 2 条第 1 項に定める会社 〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項の規定により株式会社として存続するものとされる有限会社を含む。以下同じ。〕 社会福祉法人 一般社団法人及び一般財団法人 医療法人 学校法人及び準学校法人 病院又は診療所を開設した個人 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人国立病院機構	

別表 2 (第 4 条 関係)

補助事業	補助事業者が設置する保育所において、1 日の開所時間が 11 時間を超え、かつ 21 時以降又は 16 時間以上開所して実施するもの。 なお、岐阜県病院内保育所運営事業費補助金を受給できる要件を満たしていること。
補助対象経費	事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料・諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。）
補助金の額	1 補助基本額 $1,700 \text{円} \times \text{夜間保育時間数} \times \text{実施日数} \times \text{保育士等人数（上限 2 人）}$ 2 補助率 3 分の 1 3 補助金の額 1 の補助基本額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に 2 の補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙 1 - 1）
- 3 事業計画書（別紙 1 - 2）
- 4 月別実施予定（別紙 1 - 3）
- 5 添付書類
（1）歳入歳出予算書の抄本（病院内保育所）
（2）その他参考となる書類

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県病院内
保育所夜間運営費補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更した
いので、岐阜県補助金等交付規則第 6 条第 2 号の規定により承認を申請しま
す。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県病院内
保育所夜間運営費補助金について、下記の理由により、補助事業を中止（廃
止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定により
承認申請します。

記

中止（廃止）の理由

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった岐阜県病院
内保育所夜間運営費補助金について、岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金
交付要綱第 6 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第 1 4 条に基づく額の確定又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び消費税仕入控除
税額（要県補助金返還相当額）
金 円

注：参考となる資料（2 の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金の実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算調書（別紙 2 - 1）
- 3 事業実績報告書（別紙 2 - 2）
- 4 月別実施状況（別紙 2 - 3）
- 5 添付書類
（1）歳入歳出決算書（見込み）の抄本（病院内保育所）
（2）その他参考となる書類

岐阜県知事 様

住 所
設置する病院等の名称
代表者氏名（設置者）

年度岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助請求額	円
1 確定補助金額（交付決定額）	円
2 既受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円

【振込先】

金融機関本（支）店名
口座名義人（フリガナ）
普通・当座預金の別
口座番号